

令和7年

# 奥州市教育委員会会議録

第12回定例会 | 12月25日招集

奥州市教育委員会

## I 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和7年12月25日(木)午後2時23分

閉会 令和7年12月25日(木)午後2時48分

開催場所 本庁7階委員会室

## 2 出席委員等の氏名

高 橋 勝 教育長

1番 佐々木 哲也 委員（教育長職務代理者）

2番 松 本 崇 委員

3番 菊 地 幸 委員

4番 猪 股 登喜子 委員

## 3 説明のため出席した職員の職及び氏名

高橋広和教育部長、松戸昭彦教育総務課長、千田有美学校教育課長、菅野明史学校教育課  
主幹、小野寺正行歴史遺産課長、菊池淳協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者 丸山深幸教育総務課課長補佐

## 4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 会期の決定

第2 議案第1号 令和8年度奥州市教育委員会定期人事異動方針について

第3 議案第2号 奥州市博物館法施行細則の一部改正について

第4 議案第3号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理  
処理に関し承認を求めることについて

第5 議案第4号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理  
処理に関し承認を求めることについて

## 5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを  
宣言、議案の審議

---

第1 会期の決定について  
本日1日限りと決定

---

第2 議案第1号 令和8年度奥州市教育委員会定期人事異動方針について

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由を説明

【提案理由】

- ・教育委員会に属する職員の定期人事異動方針の制定は、委員会の議決事項とされていることから、本案を提出するもの。令和8年度の教育委員会定期人事異動方針については、奥州市長が示した人事異動方針に準拠しながら、経営資源といわれる「ヒト、モノ、カネ」に加え「情報」を最大限に活用し、職員の能力と特性を活かして組織力の強化につなげていけるよう、「職場の活性化と協調が図られ、合理的かつ効果的な行政運営が行われるような適材適所の職員配置」、「情報教育推進の取組や教育を巡る諸課題に対応するための事務局各課等と各教育機関等との連携強化、事務事業の堅実な遂行のための各職場の業務内容等の精査と適正な人員配置」、「教育機関等における資格職及び専門的職種の職員に係る積極的な異動」の3点を勘案して人事異動を行うことを定めるもの。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし

原案可決

---

第3 議案第2号 奥州市博物館法施行細則の一部改正について

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由を説明、小野寺歴史遺産課長が詳細説明

【提案理由】

- ・この改正は、岩手県から権限移譲を受けている博物館の登録・指定に係る事務について、県が定める要綱の一部改正に伴い、これに準じて定める本件規則を一部改正しようとするもの。

【詳細説明】

- ・主な改正の内容は、「引用する条項を改めたこと」「登録の審査について規定したこと」「相当施設の指定申請について規定したこと」「指定の審査について規定したこと」などで、改正内容の詳細は、7ページ及び8ページの新旧対照表のとおり。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし

原案可決

---

第4 議案第3号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に關し承認を求めるについて

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由及び詳細説明

### 【提案理由】

- 令和7年第4回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するにまがなかったことから、「奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、市長に対し意見の回答を行った。この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

### 【詳細説明】

- 令和7年第4回奥州市議会定例会に市長が提案した議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が3件、報告が1件である。
- 議案第1号「奥州市学校教育施設整備基金条例の制定について」は、市が設置する学校の施設整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするものであり、条例の主な内容として、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について規定し、施行期日は、公布の日とするもの。
- 議案第9号「財産の取得に際し議決を求めることについて」は、令和8年度2学期から学校給食の提供を開始する予定の仮称奥州西学校給食センターで使用する、消耗品及び備品を購入しようとするもの。契約の相手方は、奥州市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿の登録業者を指名し、去る11月13日に入札を執行したところ、三機商事株式会社水沢営業所が落札したため、契約金額8千877万円で物品売買契約を締結し、財産を取得しようとするもの。
- 議案第12号「令和7年度奥州市一般会計補正予算（第8号）」は、10款教育費に関し、歳出を309万5千円増額し、予算総額を98億4千69万1千円とするもの。教育委員会における補正の主なものは、40ページ及び41ページのとおり。
- 報告第1号「議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について」は、令和7年3月28日に変更契約の専決処分をし、同年6月9日に市議会に報告をした「仮称奥州西学校給食センター新築建築工事」の請負契約において、建設発生土を搬出先で堆積する際に支障があったことから土質改良を行ったこと、建設範囲に埋設されていたコンクリートがらの撤去を行ったことにより、工事費の増額が生じた。よって、令和7年11月11日付けて、契約額に385万円を追加し、変更後の請負金額を11億7千747万3千円とする変更契約の締結に係る専決処分をしたもの。

### 【質疑等】

猪股委員

学校教育施設整備基金については、旧広瀬小学校の校舎等に関する補助金と認識しているが、それでよいか。

松戸教育総務課長

そのとおり。

猪股委員

この基金はどういったものに使うのか。予算とは別にあるため、その使い道を伺いたい。

松戸教育総務課長

学校建設等工事関係費用に使うものとなっているが、具体的な内容は未定。10年かけて積立てていくため、その間に検討していく。

猪股委員

予算化するときに基金を使うか使わないかの基準等はあるのか。

松戸教育総務課長

どういうときに使う等の基準はない。大きな工事になると、補助金や起債等の財源もあるため、それらとの調整等も必要。はじめての基金であり、すべてこれから。財務部門とも協議しながら決めていく。

### 【討論】

なし

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし

原案承認

---

**第5 議案第4号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関する承認を求めるについて**

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由及び詳細説明

**【提案理由】**

- ・令和7年第4回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するまではなかったことから、「奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、市長に対し意見の回答を行った。この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

**【詳細説明】**

- ・令和7年第4回奥州市議会定例会に市長が追加提案した議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が1件である。
- ・議案第19号「令和7年度奥州市一般会計補正予算（第9号）」は、10款教育費に関し、歳出を5千353万円増額し、予算総額を98億9千422万1千円とするもの。今回の補正予算は、給与改定に伴う一般職の職員などの給料、職員手当などに所要の措置をするもの等であり、人件費以外の教育費関係における補正の主なものは、64ページのとおり。

**【質疑等】**

佐々木委員

53ページの債務負担行為補正の中で、指導者用デジタル教科書使用料の小学校と中学校で金額の差がかなりあるが、どういった原因があるか。

菅野学校教育課主幹

これまでのデジタル教科書の使用期間が満了したことによるものだが、それぞれのライセンス期間によってどうしても偏りが生じてしまう。

高橋教育長

小学校と中学校では採択の時期が違うことも影響しているのでは。小学校が1年早いため、ライセンス契約も早いと思われる。

**【討論】**

なし

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし

原案承認

---

閉会